

千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例の概要

第1章 総則

1 目的

廃棄物の不適正な処理の防止及び適正な処理の促進

手段1 事業者・県民・県の責務を明らかにする。

手段2 必要な規制を行う。

→ 廃棄物の不適正な処理による環境への負荷の低減

→ 良好な生活環境の保全

2 事業者の責務

(1) 廃棄物の発生の抑制と廃棄物の再生利用

(2) 適正な処理費用の負担と発生から最終処分までの過程の適正な管理

(3) 施策への協力

3 県民の責務

(1) 廃棄物の減量及び資源の有効利用

(2) 廃棄物の不適正処理の禁止（ポイ捨て禁止）

(3) 施策への協力

4 県への責務

(1) 基本的かつ総合的な施策の策定及び実施（事業者・県民・県・市町村のすべてが一体となった取組の推進）

(2) 情報の提供、啓発及び指導、技術開発

(3) 市町村が行う施策の支援

第2章 廃棄物の不適正な処理への対策

1 体制の整備等

県による体制整備と市町村との連携

2 監視等

(1) 県による監視と市町村との連携による措置

(2) 県民及び事業者の監視努力と関係機関への通報義務

3 土地所有者等の責任

(1) 土地所有者等（所有者、占有者、管理者）の適正管理努力義務

- (2) 不適正処理の通報義務
- (3) 原状回復のための簡易な措置の努力義務
- (4) 県及び市町村の措置への協力

第3章 産業廃棄物の適正な処理

第1節 産業廃棄物を自ら処理する事業者の講ずべき措置

1 廃棄物処理票

廃棄物処理票の作成・交付・携行・保存

(産業廃棄物を自ら処理するために自社の事業場の外に設置する施設を利用する場合)

2 自社処分場への搬入時間の制限

- (1) 自社処分場（積替保管・中間処理・最終処分）への夜間（午後10時から午前6時まで）の搬入の原則禁止
- (2) 違反行為に対する中止命令

第2節 産業廃棄物処理業者等の講ずべき措置

収集運搬業の許可を有する事業者の登録車両について、標章（ステッカー）による表示の義務付け（許可番号・事業者名その他規則で定める事項を表示）

第3節 小規模産業廃棄物処理施設

1 許可を必要とする小規模産業廃棄物処理施設

- (1) 小規模焼却炉（法による設置許可対象施設以外で事業場外に設置するものに限る。）

次のいずれかに該当する焼却炉

- ア 1時間当たり処理能力が50キログラム以上のもの
- イ 火格子面積又は火床面積が0.5平方メートル以上のもの
- ウ 燃焼室容積が0.7立方メートル以上のもの

- (2) 破碎施設（事業場外に設置するものに限る。）

廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破碎施設で1日当たりの処理能力が5トン以下のもの（下限なし。）

- (3) 積替保管施設（事業場外に設置するものに限る。）

事業者が排出した産業廃棄物を自ら運搬又は保管の用に供する積替保管施設（面積については、100平方メートル以上とする。）

2 許可申請書記載事項

- (1) 設置者の名称、住所等

- (2) 設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 処理する廃棄物の種類
- (5) 処理能力又は供用面積（積替保管施設の場合）
- (6) 設置に関する計画
- (7) 維持管理に関する計画
- (8) その他規則で定める事項

3 許可基準等

- (1) 構造上の基準（規則事項）
- (2) 許可条件の付加
- (3) 使用前検査

4 変更の許可等

- (1) 変更許可の必要な場合
申請書記載事項の4から7を変更する場合
- (2) 軽微な変更の届出

5 維持管理の基準（規則事項）

技術上の基準と維持管理計画に従うこと

6 小規模焼却施設のばいじん及び塩化水素の排出基準（規則事項）

7 関係書類の閲覧等

- (1) 記録の備付け及び利害関係者への閲覧
- (2) 標識の掲示

8 廃止等の届け出（廃止・休止・再開）

9 譲受け等の許可（譲受け・借受け）

10 相続等の届出（相続・合併・分割）

11 許可の取消し等（取消・改善命令・使用停止命令）

12 帳簿の作成及び保存（3年保存）

第4節 不法投棄等の防止

- 1 不法投棄行為者等の公表
 - (1) 生活環境の保全上支障が生じ又は生じるおそれがある産業廃棄物の不適正な処分が行われた場合（主として行政処分がなされた場合）
 - (2) 公表の内容
氏名、住所その他（規則事項）
- 2 廃止施設等に関する措置
 - (1) 廃止又は取消しに伴う措置義務（法の許可施設・条例の許可施設）
 - (2) 義務違反に対する措置命令
- 3 不法投棄関係土地所有者等の義務（県等が支障を除去し又は防止措置を講じた土地の所有者等）
 - (1) 不法投棄関係土地所有者等の適正管理の義務
 - (2) 土地の利用についての知事の確認（知事が措置した土地）

第4章 雑則

- 1 報告の徴収
- 2 立入検査
- 3 手数料（使用料および手数料条例の定めるところによる。）
- 4 適用除外（千葉市の区域においては公布の日から、船橋市の区域については平成 16 年 7 月 1 日から、柏市の区域については平成 20 年 4 月 1 日から適用しない。）
- 5 委任（施行に関する事項の規則への委任）

第5章 罰則

- 1 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
 - (1) 小規模産業廃棄物処理施設の無許可設置・無許可変更・無許可譲受等
 - (2) 改善命令・停止命令・廃止施設等への措置命令違反
- 2 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
使用前検査を受けずに使用
- 3 50 万円以下の罰金
 - (1) 廃棄物処理票の不交付・不記載・虚偽記載・写しの不保存

(2) 廃棄物処理票の不携行・不保存

(3) 搬入中止命令違反

4 30万円以下の罰金

(1) 車両標章の不表示・関係書類の不備・標識の不表示

(2) 軽微な変更の無届・許可施設の廃止・相続等の無届出・虚偽届出

(3) 帳簿の不備・不記載・虚偽記載・不保存

(4) 不報告・虚偽報告

(5) 立入検査拒否・妨害・忌避・答弁拒否・虚偽答弁

5 両罰規定

附則

1 施行期日

平成14年10月1日から（第1章及び第2章は公布の日から）

2 主な経過措置

既存の小規模産業廃棄物処理施設については、1年間適用を猶予し、その間に許可を受けたものについてのみ猶予期間経過後も処理を認めることとする。

3 使用料及び手数料条例の改正

(1) 産業廃棄物運搬車両標章交付手数料（2,200円）

(2) 小規模産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料（7万円）

(3) 小規模産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料（5万円）

(4) 小規模産業廃棄物処理施設譲受け又は借受け許可申請手数料（5万円）